

第 10 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	平成 30 年 5 月 1 日
2、招集場所	御嵩町役場 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 34 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 35 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
報第 9 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報第 10 号	農地改良届について
5、事務局	事務局長兼課長 可 児 英 治 事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂太郎
6、会議録署名者	7 番 田中幹三郎 委員 8 番 田中宣行 委員
7、欠席議員	無
議 長	ただ今の出席委員は 14 名で定数に達していますので、これより第 10 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録署名者に、7 番 田中幹三郎委員、8 番 田中宣行委員を指名します。
議 長	それでは、議第 34 号 農地法 第 5 条 第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	1 号事案について、3 番 奥村委員 説明願います。
3 番奥村委員	申請地は、御嵩町防災コミュニティーセンターから南に 80m 程の所です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、賃貸人は事業として太陽光発電を営んでおり、建設予定地を探していました。申請地は周りに太陽光発電の支障となる建築物もなく、太陽光発電に適した土地のため賃貸借契約を締結することにしました。賃貸借の期間は 20 年間です。 申請地の北側・東側は賃貸人の土地です。南側は道路になっています。西側は田と宅地になっており、田については隣地承諾がとってありました。雨水は申請地内に調整池を設けて自然浸透とし、自然浸透で処理できない分については道路側溝に排水します。誓約書・隣地承諾書・残高証明書を確認しました。

	<p>転用によって生じる付近の概要については昨年4月16日、20日に現地確認を行いました。以上本事案の申請内容に問題ないと思いますが、皆さんの審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、概ね300m以内に公共施設があり、第3種農地に位置付けられています。 また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例に基づき、発電事業にかかる事前届出が提出されております。 以上です。</p>
議長	<p>採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって1号事案については適当と認め進達します。</p>
議長	<p>次に2号事案について、7番 田中委員 説明願います。</p>
7番田中委員	<p>申請地は東濃信用金庫 御嵩支店より同店北側道路を西へ約300m進んだ所で、周囲は主に住宅が建ち並ぶところです。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、譲受人は農機具及び車置場に不自由なため、その場所にしたい。譲渡人は高齢となり耕作が困難なため、申請地が譲受人の隣地にあるので無償で譲りたいという内容です。 書類は県知事あて誓約書を確認しました。また、現地の草は刈ってありましたが長年耕作しておらず、土が完全に締まっており、すぐに耕作ができるよう適切に管理されているとは言えない状況でしたので、その旨、始末書の提出があり確認しました。 隣地については譲渡人本人の所有する農地以外の農地はありません。転用によって生ずる付近の土地の概要については4月20日に現地確認によってお行いました。 以上から本事案の申請内容については問題ないと思いますので、皆さんの審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の地域につきましては、御嵩町都市計画図の用途地域に指定されている地域で、農地区分は第3種農地として位置付けられております。</p>

議 長	<p>採決に入ります。 2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって2号事案については適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に、議第 35 号 農地法 第 3 条 第 1 項の規定による 権利移動を伴う申請に対する許可について を議題とします。 事務局 朗読、説明願います。 (事務局朗読)</p>
事 務 局	<p>1号事案は、平成 30 年 4 月 3 日開催、第 9 回農業委員会総会において、審議保留とした件です。 保留の理由は、申請地について近所の方が畑として借りているとのことで、譲受人が自作されるのかははっきりせず、確認が必要であったためです。このことについて、譲受人から確約書が提出されておりますので読み上げます。 御嵩町 農業委員会会長様 申請地 可児郡御嵩町中字長瀬洞 1 4 4 8 番、地目 畑、面積 1 1 9 平米 上記の土地につきまして、譲受人世帯員が耕作することを確約致します。 譲受人 可児郡御嵩町〇〇番地 〇〇 確約書の提出により、保留となっていた点は解決されたかと思えます。 皆様のご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にございませぬ。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって1号事案については適当と認め許可します。</p>
議 長	<p>次に、報第 9 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項 の規定による 届出について 事務局報告願います。 (事務局報告)</p>
議 長	<p>次に、報第 1 0 号 農地改良届について 事務局報告願います。 (事務局報告)</p>

議 長	<p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">9時53分終了</p>
-----	--

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを
証するために署名する。

平成 年 月 日

議 長

7 番

8 番
